胃がん・大腸がん精密検査機関の認定登録条件等

1.認定登録条件

(1)検査

①-1 内視鏡検査（胃）

胃内視鏡検査が自機関で実施可能であること。

さらに食道・胃における色素撒布法、生検法が可能なこと。

①-2 内視鏡検査（大腸）

自機関において、全大腸内視鏡検査、又はＳ状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線(二重造影法)検査のいずれかが実施可能であること。

なお、注腸エックス線検査のみを実施する機関においては、Ｓ状結腸内視鏡検査を他医療機関に委託して実施可能であること。ただし、他機関による場合は委託契約が締結されていること。

②組織検査（胃）

組織診検査が自機関又は他機関で可能であること。

ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、病理診断医の氏名、認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定するものであること。

(2)担当医師の研修歴

精密検査に従事する医師は、十分な経験と研修歴を有すること。

〈十分な研修歴とは〉

※下記①～⑤のどれか１つの項目を満たすこと

①日本消化器内視鏡学会の専門医、指導医の資格を有するもの。

②日本消化器内視鏡学会の上部消化管内視鏡スクリーニング認定医、大腸内視鏡スクリーニング認定医の資格を有するもの。

③熊本県胃検診推進協議会講習会・熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(胃がん・大腸がん部門)を申請前３年間に４回以上受講

④厚生労働省の指定する臨床研修病院、又はこれに準ずる機関の消化器関係医療施設で２年以上研修

⑤その他、部会長が認めるもの

(3)認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。

③認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

(1)精密検査の結果は、速やかに一次検診実施機関に報告すること。

(2)担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等に出席すること。

なお、少なくとも担当医師１名につき３年間に４回以上出席すること。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(胃がん･大腸がん部門)

＊熊本県胃検診推進協議会が主催する研修会

＊医師会が主催する生涯教育講座(消化管部門)　※後援の場合は該当しません。

＊日本消化器内視鏡学会・日本消化器病学会・日本消化器がん検診学会・日本医学放射線学会・日本消化器外科学会・日本消化管学会・日本食道学会・日本大腸肛門病学会、日本内視鏡外科学会・日本胃癌学会（**学会については、参加証のコピーを添付すること。**）

(3)認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。

(4)(1)から(3)までに遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。

３.その他

部会が、精度管理のために、エックス線写真、内視鏡検査所見及び生検実施所見、手術を施行した際の病理組織診断等を求めたときは､プライバシーに配慮して提出すること。